

令和4年7月21日  
監査委員決定

## 令和4年行政監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和4年監査基本計画に基づき、令和4年行政監査を以下のとおり実施する。

### 1 監査のテーマ

新型コロナウイルス感染症対策事業

### 2 監査の目的

都は、都民の生活や経済活動を支えるため、令和2年度から特別体制の下、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策事業に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症対策事業は、都民の生命と財産を守る重要な事業で、緊急性が高くかつ事業規模が非常に大きいものとなっていることから、行政監査において、昨年引き続き感染症対策事業の目的に沿った事業運営となっているかを監査する。

### 3 監査の対象局及び団体

監査対象局 福祉保健局及び産業労働局

団 体 地方独立行政法人東京都立病院機構（旧：公益財団法人東京都保健医療公社）  
公益財団法人東京都中小企業振興公社

### 4 監査対象事業

- （1）感染者の発見、隔離、治療等に係る事務・事業
- （2）感染拡大防止事業のうち、補助金・協力金等に係る事業

### 5 監査の対象範囲

原則として、令和2年度及び令和3年度の事業を対象とする。

### 6 監査の着眼点

感染症対策事業の目的に沿った事業運営が行われているかについて、主に次に掲げる着眼点から監査する。

- （1）事業効果を確保した上で、可能な限り速やかに事業が行われているか。
- （2）事業の目的に照らして、必要な適正性や効果等が確保されているか。

### 7 監査期間

令和4年9月12日（月）から令和5年1月26日（木）まで（講評を含む）

### 8 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和5年2月に行う。